

自筆証書遺言書と公正証書遺言書の比較

	自筆証書遺言書	公正証書遺言書	法務局における自筆証書遺言書保管制度
作成方法	遺言者が、日付、氏名、財産の分割内容等全文を自書し、押印して作成。	遺言者が、原則として、証人 2 人以上とともに公証人役場に出かけ、公証人に遺言内容を口述し、公証人が筆記して作成。	遺言者が、日付、氏名、財産の分割内容等全文を自書し、押印して作成。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手軽に作成できる。</u> ・<u>費用がかからない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言の形式不備等により無効になるおそれがない。 ・<u>原本は、公証人役場にて保管されるため、紛失・隠匿・偽造のおそれがない。</u> ・<u>家庭裁判所による検認手続が不要である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手軽に作成できる。</u> ・<u>原本は、法務局にて保管されるため、紛失・隠匿・偽造のおそれがない。</u> ・<u>家庭裁判所による検認手続が不要である。</u> ・<u>遺言者の死亡後、法務局から相続人等に遺言書を保管している旨の通知がされる。</u> ・<u>保管の手数料は 1 通 3,900 円</u>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>文意不明、形式不備等により無効となるおそれがある。</u> ・<u>遺言の紛失・隠匿・偽造のおそれがある。</u> ・<u>家庭裁判所の検認手続が必要である。</u> ・<u>発見してもらえないおそれがある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成までに手間がかかる。 ・<u>費用（注）がかかる。</u> <p>（注）費用の目安として、1 億円の遺産を 3 人の相続人に均等に与える場合は、約 10 万円の手数料が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>文意不明等により無効となるおそれがある。</u>

